

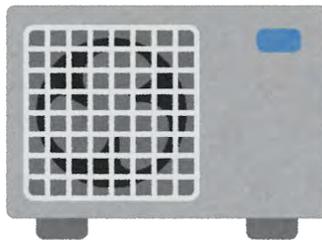
## 古物営業施行規則の改正について

世界的な資源不足に伴い、日本国内においても金属価格の高騰が続き、盗難等の被害が相次いでおります。警察庁においても金属類の窃盗が増加している事を踏まえ、古物営業法施行規則の一部を10月1日に改正されました。

今後、当社と致しましても、盗品買取りによる犯罪収益の実現防止に一層貢献するため、以下2点の施策を実施してまいりますことをご報告致します。

### 下記の品物を買取り際には、必ず本人確認を実施致します

1. 再利用可能な電線(被覆銅線及び被覆アルミ線)  
基本、皮付きの銅線は、太さにかかわらず全て(電力線、VA線、家電線など)  
アンテナ線及びLANケーブルは含まない(あくまでも通電を目的とした電線のみ対象)
2. 再利用可能なエアコン室外機
3. 再利用可能なグレーチング(側溝のふたに使用される金属製)



### 本人確認の方法

1. 顔写真付き身分証によるお客様の本人確認

お客様へ免許証及びマイナンバーカードの掲示を求め、画像データとして記録し確実な本人確認を実施いたします。

**本人確認出来ない場合は、買取り出来ません。ご理解・ご協力をお願いいたします**

→ **10月1日より完全実施いたします**

2. 来年施行が予定されている、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」については、順次、範囲を拡大させていただきます。

### 警察への通報

警察より同法律に該当する場合のほか、身分証明書の掲示の拒むなどの不審人物については、警察に通報いたします。通報の条件については、所轄警察署のご意見を伺い、対応してまいります。

以上